

## 買物公園の電源使用について

### 買物公園内の電源装置（コンセントポール）

- ・ 1街区に10本（街路樹の根元に1本ずつ配置・差込口1本につき2口）
- ・ 1本の電力量 最大1,000W

上記の買物公園内の電源装置（コンセントポール）を使用する場合は、旭川街あかり実行委員会へ使用許可を得る必要があります。

「買物公園 電源使用許可申請書」及び「買物公園 電源装置（コンセントポール）配置街区図」に必要事項を記入し、旭川平和通買物公園企画委員会へ提出してください。

### 電気使用料の算定について

- ・ **3月～10月 I期**（買物公園 電源使用許可申請書 様式1を使用）

基本料金（1街区につき2,511円※平成26年5月1日）と実際の使用電力量を算出しご請求します。

- ・ **11月～2月 II期**（買物公園 電源使用許可申請書 様式2を使用）

※イルミネーション事業実施期間

下記の表により使用時間帯、使用街区数を算定しご請求します。

使用時間帯		1街区定額料金	備考
「午前の部」	7:00～12:00	200円	
「午後の部」	12:00～17:00	200円	
「夜の部」	17:00～22:00	200円	
「深夜の部」	22:00～3:00	200円	
「早朝の部」	3:00～7:00	200円	

### 注意事項

- ①同期間・同場所にて複数の使用者がいる場合は均等割りとしします。
- ②基本料金・使用電力量については、北海道電力の算出に基づくものです。
- ③請求書の発行は、北海道電力からの請求書により算出するため、翌月若しくは翌々月となります。
- ④北海道電力の電気料金の請求明細により、I期及びII期の区別がつかない場合があります。
- ⑤旭川街あかり実行委員会によるイルミネーション事業実施期間中（11月～2月）は大規模な電力使用ができない場合があります。ご了承ください。